

水俣市広告付番号案内表示システム広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、水俣市広告付番号案内表示システム（無償提供）の運用に関する要綱（以下「要綱」）第4第2項の規定に基づき、広告内容の適否を判断する基準として必要な事項を定める。

2 広告の対象

広告付番号案内表示システムに掲載する広告は、市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうことのない信用度の高い情報によるもの、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもの、市民に不利益を与えない中立性のあるものでなければならない。

3 広告を掲載しない業種又は事業者

次に掲げる業種又は事業者の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業（消費者金融）
- (3) たばこに関する業種
- (4) ギャンブル（公営競技及び宝くじを除く。）に関する業種
- (5) 商品先物取引に関する業種
- (6) 占い又は運勢判断に関する業種
- (7) 興信所、探偵事務所等を営む事業者
- (8) 債権取り立て、示談引き受け等に関する業種
- (9) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) 各種法令に違反している事業者
- (11) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (12) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (13) 社会問題を起こしている業種及び事業者

4 掲載基準

次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
 - イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの

- ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの
- (3) 特商法で、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引と規定される業種に関するもの。
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したものもしくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む。）
 - イ 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの（選挙広告を含む。）
- (6) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- (7) 社会問題についての主義主張。例えば、次のようなものをいう。
- ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれているもの
- (8) 個人又は法人の名刺広告
- 単に個人の氏名又は法人その他の団体の名称（代表者の氏名を含む。）を表示し、これを公衆に周知するもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 代理店募集、副業、内職募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (10) 虚偽若しくは誇大であるもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるもの等その他消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの。
- 例えば、次のようなものをいう。
- ア 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの
例)「最高」、「日本一」、「トップ」、「一番安い」、「当社だけ」等
(掲載に際しては、具体的な根拠となる資料が必要)

- イ 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの
 - 例)「今が最後のチャンス (今購入しないと次はないという意味)」等
 - ウ 社会的に認められていない許認可, 保証, 賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 法令等に違反する業種・商法・商品
 - カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - キ 投資信託等の広告で, 元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
 - ク 自己の供給する商品等について, これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し, 又は暗示するもの
 - ケ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので, 二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し, 又は保証する記述があるもの
 - コ 他人名義の広告 (広告主が他人又は他人の事業, 商品等の広告をする場合)
 - サ 責任の所在が明確でないもの
 - シ 広告の内容が明確でないもの
 - ス 国, 地方公共団体その他公共の機関が, 広告主又はその商品やサービス等を推奨, 保証, 指定等をしているかのような表現のもの (国, 地方公共団体その他公共の機関が別に認証等を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)
 - セ その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現 (編集記事とまぎらわしい体裁・表現で, 広告であることが不明確なものを含む。) を含むもの
- (11) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの。例えば, 次のようなものをいう。
- ア 水着姿, 裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし, 出品作品の一例又は広告内容に関連する等, 表示する必然性がある場合は, その都度適否を検討するものとする。
 - イ 暴力や犯罪を肯定し, 又は助長するような表現
 - ウ 残酷な描写等善良な風俗に反するような表現
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか, 広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの。例えば, 次のようなものをいう。
- ア 品位を損なう表現のもの
 - イ 詐欺的なもの又はいわゆる不良商法とみなされるもの
 - ウ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - エ 懸賞広告及びクーポン付き広告
 - オ 債権取立て, 示談引受け等に関するもの
 - カ 占い, 運勢判断等に関するもの
 - キ 通貨及び郵便切手を複写したもの
 - ク 謝罪, 釈明等に関するもの
 - ケ 尋ね人, 養子縁組等に関するもの
 - コ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚し, 若しくは鼓舞し, 又は暴力団排除活動に異論を唱

える内容を含むもの

サ デザイン及び色彩が著しく派手で品位を欠き、広告媒体との調和を損なうと認められるもの

シ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの

ス その他社会的に不適切なもの

5 業種ごとの個別基準

掲載する広告の表示内容については、次の各号に定める業種ごとの基準に留意するものとする。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは掲載しない。

イ 人材募集に見せかけて、商品、材料及び機材の売付け又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。

例：「1か月で確実にマスターできる」等

(3) 学習塾、予備校等（専門学校を含む）

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設等が不明確なものは掲載しない。

(4) 外国大学の日本校

下記の主旨を明確に表示すること。

「この大学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学ではありません」

(5) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「この資格は、国家資格ではありません」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。下記の主旨を明確に表示すること。

「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売付け又は資金集めを目的としているものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(6) 病院、診療所及び助産所

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。（医療広告ガイドラインに準じる）

イ 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。

ウ 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行なってはならない。

エ 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される旨等その効果を推測的に述べることはできない。

- オ 写真については、他の病院のものは広告できない。また、病人が回復して元気になるイラスト効果に関するものも広告できない。
- カ マークを用いることはできるが、そのマークが示す内容を文字等により併せて表記してはならない。赤十字のマークや名称は自由に用いることができない。
- キ バナー広告のリンク先である病院等のホームページの内容は、医療法の規制がかかる広告にはあたらないため、前号の規定を適用しない。なお、リンク先のホームページの内容については、「医療機関ホームページガイドライン」に定める規定に反しないこと。
- (7) 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等）
- ア あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。
- イ 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は掲載できない。
- ウ 法定の施術所以外の医療類似行為を行なう施設（整体院、カイロプラティック、エステティック等）の広告は掲載できないため、業務内容の確認は必ず行う。
- (8) 薬局、薬店、医療品、医薬部外品、化粧品、医療用具等（健康器具、コンタクトレンズ等）
- ア 広告を掲載する事業者は、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得ること。
- イ 医薬品等は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条から 68 条までの規定の範囲内で掲載するものとし、次のような表示は掲載できない。
- ① 最大級及びそれに類似する表示
 - ② 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）
- (9) 健康食品、保健機能食品、特別用途食品等
- ア 広告を掲載する事業者は、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得ること。
- イ 健康食品・機能性食品は、あくまでも食品であり、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量等の表示はできない。
- (10) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等
- ア サービス全般
- ① 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。
 - ② 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ③ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。
例：「水俣市有料広告事業受託事業者」
- イ 有料老人ホーム
- ① 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、当該指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

- ② 所管都道府県の指導指針に基づいたものであること。
 - ③ 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。
- ウ 有料老人ホーム等の紹介業
- ① 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。
 - ② その他利用に当たっては有利であると誤解を招く表名表示はできない。
- (11) 不動産業
- ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。
 - イ 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。
 - ウ 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。
 - エ 契約を急がせる表示は掲載しない。
例：「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等
- (12) 弁護士、税理士、公認会計士等
- 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な業務案内等に限定する。
- (13) 旅行業
- ア 登録番号、所在地及び補償内容を明記する。
 - イ 不当表示に注意する。
例：「白夜でない時期の「白夜旅行」、「行程にない場所の写真」等
また、広告主の旅行者又は旅行者代理業者は、日本旅行業協会または全国旅行業協会の会員に限る（登録番号を明記すること）
- (14) 通信販売業
- 返品等に関する規定が明確に表示されていること。
- ア 会社の概要、商品カタログなどを検討し、妥当と判断したものに限り掲載する。
 - イ 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第11条及び第12条並びに同法施行規則（昭和51年政令第89号）第8条から第11条までの規定に反しないこと。
- (15) 雑誌、週刊誌等
- ア 適正な品位を保った広告であること。
 - イ 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること及び不快感を与えないものであること。
 - ウ 性犯罪を誘発または助長するような表現（文言、写真）がないものであること。
 - エ 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権及びプライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。
 - オ タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。
 - カ 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。
 - キ 未成年者及び心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則表示しない。

- ク 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
また、雑誌、週刊誌等について、以下のものは掲載してはならない。
- ① 社会秩序を乱すような内容を掲載したもの
 - ② 虚偽又は表現が不正確で誤認されるおそれがある内容を掲載したもの
 - ③ プライバシーの侵害、信用失墜、業務妨害等のおそれがある内容を掲載したもの
 - ④ 有害図書と認められるもの
- (16) 映画、興行等
- ア 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。
 - イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。
 - ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。
 - エ 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。
 - オ ショッキングなデザインは使用しない。
 - カ その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。
 - キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
- (17) 古物商・リサイクルショップ等
- ア 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可を受けていること。
 - イ 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。
例：改修、引取り、処理、処分、撤去、廃棄など
- (18) 占い及び運勢判断
- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 占いや運勢判断に関する出版物はその都度判断する。
 - ウ 料金や販売について明示する。
- (19) 結婚相談所及び交際紹介業
- ア 地方自治体又は公的機関に認められた団体であること、若しくは業界団体に加盟していることとし、その旨を明記する。
 - イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - ウ 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の法令等を遵守する旨の記載があること。
- (20) 調査会社、探偵事務所等
- 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
- (21) 労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織
- ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
 - イ 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
- (22) 募金等
- ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を受けていること。
 - イ 下記の主旨を明確に表示すること。
「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です」
- (23) 質屋、チケット等再販売業等
- ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例：「〇〇のバッグ 50,000 円」、「航空券 東京～熊本 15,000 円」等

- イ 有利さを誤認させるような表示はしない。
- (24) トランクルーム及び貸し収納業者
 - ア 「トランクルーム」は国土交通省の規則に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。
 - イ 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。
また、次の主旨を明確に表示すること。「当社の〇〇は、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）に基づくトランクルームではありません」等
- (25) ダイヤルサービス
 - ダイヤル Q 2 のほか各種ダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
- (26) その他表示について注意を要すること
 - ア 割引価格の表示
 - 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明確にすること。
例：「メーカー希望小売価格の 30%引き」等
 - イ 比較広告（根拠となる資料が必要）
主張する内容が客観的に実証されていること。
 - ウ 無料で参加・体験できるもの
費用がかかる場合には、その旨表示すること。
例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等
 - エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告
広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地及び連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話及び PHS のみの明記は認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。
 - オ 肖像権及び著作権
無断使用がないか確認をする。
 - カ 宝石の販売
虚偽の表現に注意する。（公正取引委員会に確認の必要あり）
例：「メーカー希望価格の 50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等
 - キ 個人輸入代行業等の個人営業広告
 - ク アルコール飲料
 - ① 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。
例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等
 - ② 飲酒を誘発するような表現の禁止
例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等